

# 「古物営業の現状と課題」

平成29年10月13日(金)  
警察庁生活安全局

# 古物営業法の概要（昭和24年法律第108号）

## 法制定の目的

盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。

## 古物営業の許可

- 古物商・古物市場を営もうとする者は、営業所・古物市場が所在する都道府県ごとに許可を得る必要  
※ 古物＝①一度使用された物品、②使用されない物品で使用のために取引されたもの、③これらの物品に幾分の手入れをしたもの

## 古物商等の義務

- 古物商等に対しては、以下のような義務が課されている。
  - ① 営業所等ごとに管理者の選任
  - ② 買受け時等における相手方の確認（※ 対価総額が1万円未満の取引では不要（一部商品を除く。））
  - ③ 不正品の疑いがある場合の警察への申告
  - ④ 古物の受取り、引渡し時における帳簿の記載・保管
  - ⑤ 営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外での非古物商との取引の禁止
  - ⑥ 警察から品触れを受けたときは、当該書面に到達の日付を記載し、6か月間保存

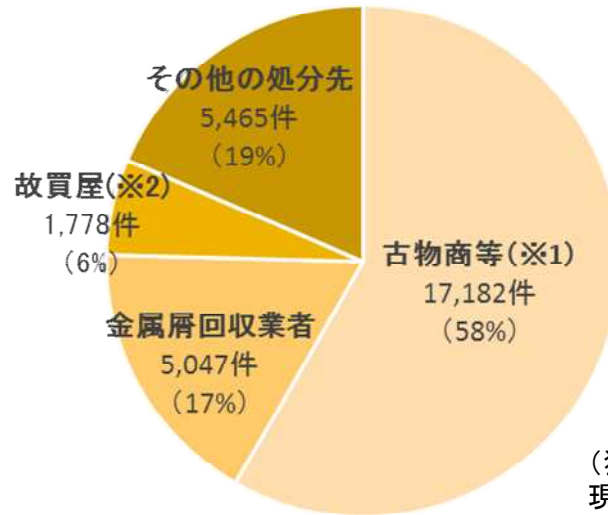
## 古物商等に対する監督の手段

- 古物商等に対して、都道府県警察等による以下のような監督手段が設けられている。
  - ・ 許可取消し、指示、営業停止の処分
  - ・ 売買の差し止め（競りの中止）、立入り・調査

※ 古物競りあっせん（インターネット・オークション）業者は届出で足り、盗品等の疑いがある場合の警察への申告義務の他、あっせん申込み時の相手方確認及びあっせん時の記録の作成・保存に係る努力義務が課されている。

## 盗品等の処分先等について（平成28年）

### 窃盗犯検挙件数における主たる盗品等の処分先のうち、盗品等を換金等する処分先



（犯罪統計による。自己所持・自己消費、廃棄・放置、不明、現金のみ・被害なし及び解決事件を除く。）

- ※1 「古物商等」とは、古物商、質屋、商品券等換金業者及びインターネット・オークションを指す  
 ※2 「故買屋」とは、業として盗品等の買取りを行う者を指す

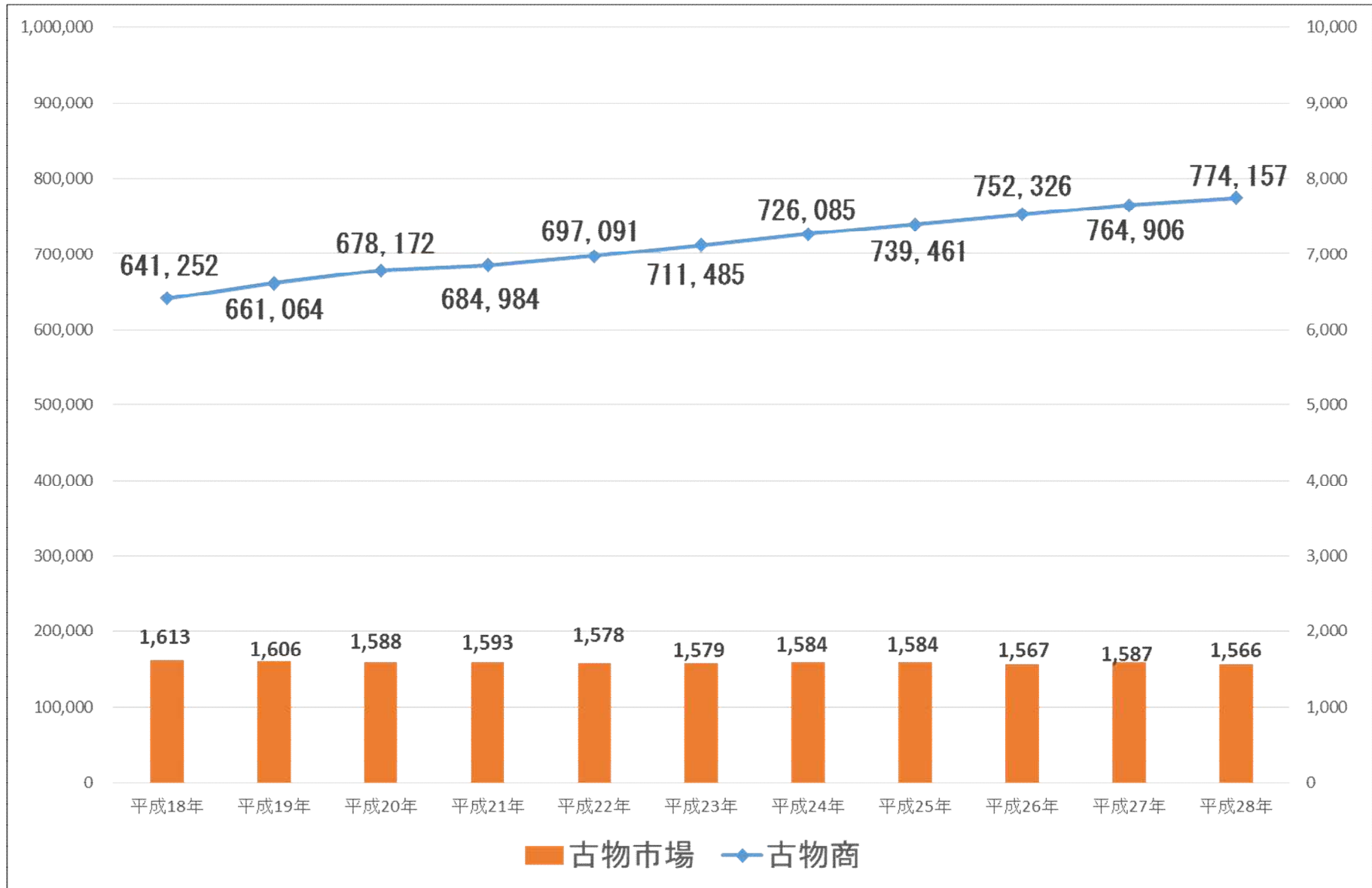
### 窃盗犯検挙件数のうち、主たる被疑者特定の端緒

端緒	件数
（民間協力等のうち、）古物商等(※3)の申告	278件
（警察活動のうち、）盗品等捜査(※4)	3,127件

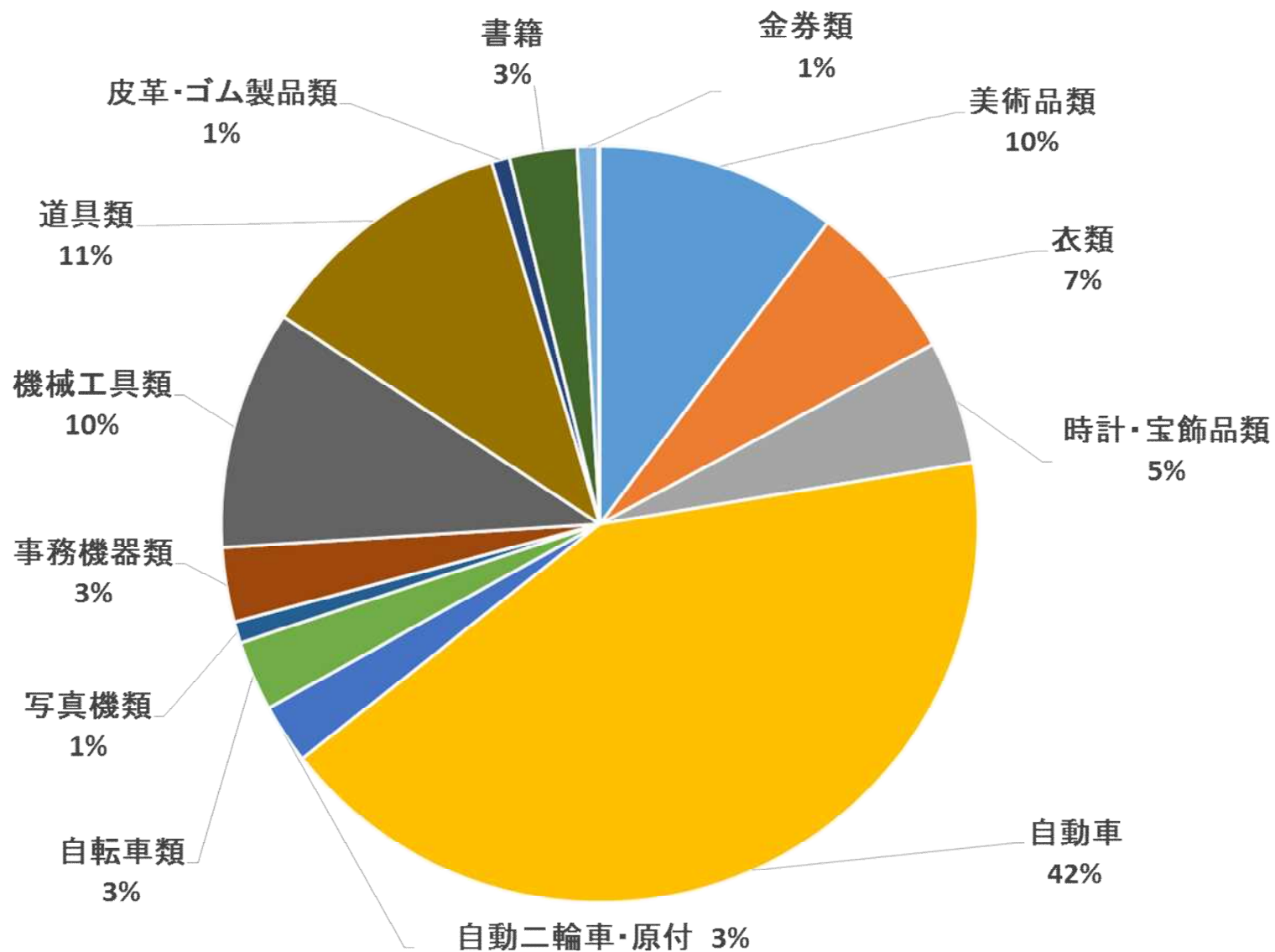
（犯罪統計による。解決事件を除く。）

- ※3 「古物商等」とは、古物商、質屋及びインターネット・オークションを指す  
 ※4 「盗品等捜査」とは、古物商等への手配、立入り等により被害品を割り出し、その流通経路等を捜査することによって犯人の検挙につなげる捜査方法を指す

## 古物商・古物市場主の許可件数の推移（平成18年～28年）



# 古物商が主として取扱おうとする古物の区分として申請した区分の割合 (平成28年12月末現在)



## 古物の区分（古物営業法施行規則第2条）

	古物の区分
1	美術品類（書画、彫刻、工芸品等）
2	衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）
3	時計・宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）
4	自動車（その部分品を含む。）
5	自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品を含む。）
6	自転車類（その部分品を含む。）
7	写真機類（写真機、光学器等）
8	事務機器類（レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサ、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等）
9	機械工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具等）
10	道具類（家具、じゅう器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物等）
11	皮革・ゴム製品類（カバン、靴等）
12	書籍
13	金券類（商品券、乗車券及び郵便切手並びに古物営業法施行令第1条各号に規定する証票その他の物をいう。）

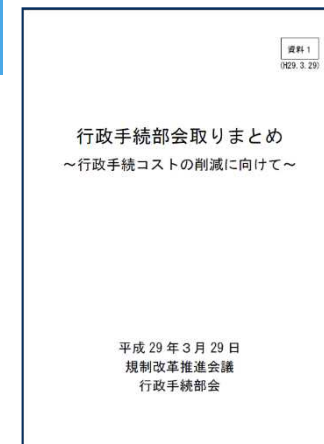
# 古物営業法に係る規制緩和要望等

## 古物営業法に係る規制改革ホットラインの提案

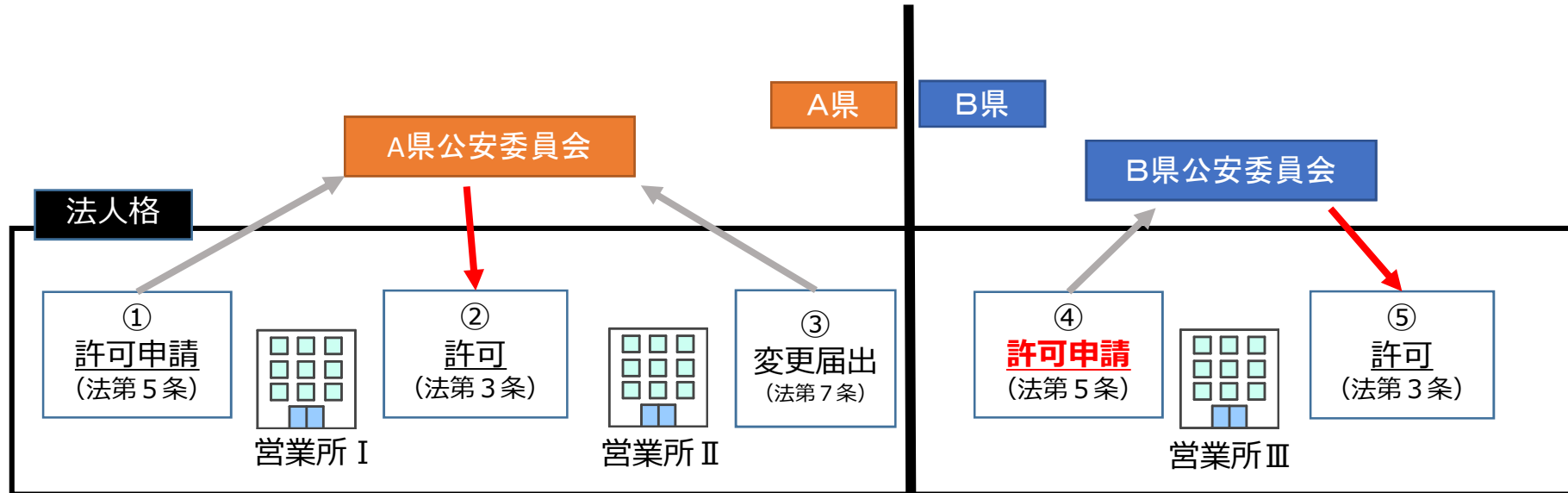
提案日	提案事項	提案の具体的内容
平成26年 5月16日	古物商許可 申請の効率 化について	古物商の許可は都道府県単位に申請を行うこととされている上に申請から許可まで1か月半以上かかるため、許可権限を国家公安委員会に格上げをして全国共通の許可とする、又はすでに1つの都道府県で許可を取得していれば新たな都道府県では届出のみとして許可を不要とする措置を講じてほしい。
平成26年 5月16日	古物営業の 場所につい て	古物営業を行うことができる場所として、 ① 集合住宅のエントランス等住居人以外が容易に侵入できない場所 ② 居住者以外が容易に利用できないコンシェルジュカウンター ③ 百貨店等におけるイベント会場 を追加してほしい。

## 規制改革推進会議行政手続部会取りまとめ（平成29年3月）

古物営業法が名指しされているわけではないが、各省庁に対し、行政手続きコストの削減を求めており、その重点分野として、「営業の許可・認可に係る手続」が示されている。



# 古物営業の許可制度について



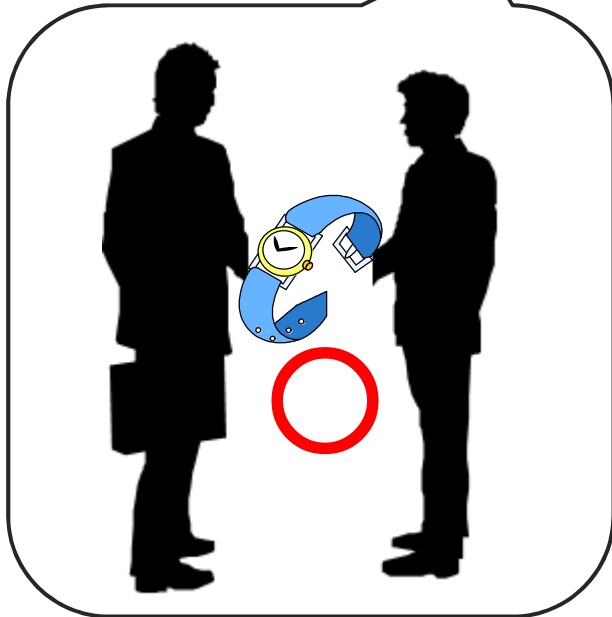
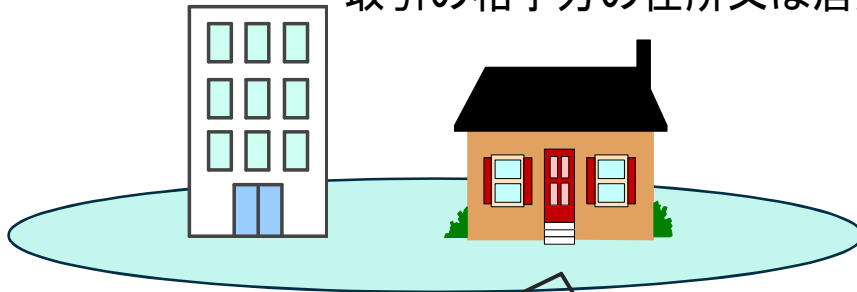
※ 許可は営業所が所在する都道府県ごとに取得する必要があることから、他県に営業所を設置する場合には、別途当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会から許可を得る必要



## 古物商の営業の制限について

営業所

取引の相手方の住所又は居所



左記以外の場所



営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場合は、古物の買受け等のための古物の受取りはできない



業界団体からは、受取りが禁止されている場所（例：集合住宅のエントランス、デパートの催事場、ゴルフ場等）での古物の受取りを認めてほしい旨の要望が寄せられている。